

通院・在宅精神療法 早期診療体制充実加算に係る掲示

当院では、「早期診療体制充実加算」を算定するにあたり、以下の項目に適切に対応しています。

- * 相談内容に応じたケースマネジメント
- * 障害福祉サービス等の利用に係る相談
- * 介護保険に係る相談
- * 通院されている方について、相談支援専門員及び介護支援相談員からの相談
- * 市町村、保健所等の行政機関、地域生活支援拠点等との連携
- * 精神科病院等に入院していた方の退院後支援
- * 身体疾患に関する診療又は他の診療科との連携
- * 健康相談・予防接種に係る相談
- * 可能な限りの向精神薬の多剤投与・大量投与・長期処方への抑制